



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年4月25日金曜日 第604号

◇ 目 次 ◇

○ 自衛官候補生の採用試験.....	(行政経営課) ...	365
○ 落札者等の告示.....	(少子化対策・男女参画課) ...	365
○ 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....	(経営支援課) ...	366
○ 土地改良事業の工事の完了.....	(農地整備課) ...	367
○ 土地改良区役員の就退任の届出(7件).....	(東予地方局農村整備課) ...	367
○ 建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課) ...	370
○ 道路の区域変更(県道名駒友浦線).....	(東予地方局今治土木事務所) ...	370
○ 土地改良区役員の就退任の届出(2件).....	(中予地方局農村整備第一課) ...	370
○ 建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	371

公 告

○ 製菓衛生師試験の施行.....	(薬務衛生課) ...	371
○ 調理師試験の実施.....	() ...	371

選挙管理委員会告示

○ 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	371
-------------------------------	---------------	-----

公営企業公告

○ 公営企業管理局内LANセキュリティ設備機器の借入れ.....	(公営企業管理局総務課) ...	372
○ 公営企業管理局内LAN端末機等の借入れ.....	() ...	373

雑 報

○ 危険物取扱者試験の実施に関する公示.....	(消防防災安全課) ...	374
--------------------------	---------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第374号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和7年4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
筆記試験、作文及び適性検査 (WEB試験) 令和7年5月11日(日)0時 から令和7年5月14日(水) 24時の間で任意の時間	任意の場所	任意の場所	県内全域
口述試験及び身体検査 令和7年5月31日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第375号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
えひめ結婚支援センターの運営および結婚支援連携推進事業委託業務（令和8年3月31日まで）一式	愛媛県企画振興部政策企画局少子化対策・男女参画課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和7年4月1日	一般社団法人愛媛県法人会連合会 愛媛県松山市大手町2丁目5-7	51,808,724円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による

○愛媛県告示第376号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
グリーンモール・松山	松山市天山一丁目13番5号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美	イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之	令和7年 3月1日	令和7年 4月14日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 ほか8者	イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 ほか8者		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第377号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年4月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
そよら今治馬越	今治市馬越町四丁目8番1号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美	イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之	令和7年 3月1日	令和7年 4月14日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 ほか3者	イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤 康之 ほか3者		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告

示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第378号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和7年4月25日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	日土地区（八幡浜市）	令和7年2月10日

○愛媛県告示第379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市禎瑞土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月25日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	伊東幸雄	西条市禎瑞97番地
〃	石川修文	西条市禎瑞593番地
〃	福田哲也	西条市禎瑞576番地
〃	伊東章	西条市禎瑞618番地
〃	井上一夫	西条市禎瑞686番地
〃	安藤あゆみ	西条市喜多川361番地 2 - 5号
〃	高橋昇	西条市禎瑞676番地
〃	安藤雅康	西条市禎瑞1196番地
〃	加藤亮次	西条市禎瑞893番地
〃	高木球輝	西条市禎瑞1000番地
〃	三崎和英	西条市禎瑞1216番地 1
〃	宮武高志	西条市禎瑞1713番地
〃	矢野健一	西条市北条730番地 4
〃	美濃哲夫	西条市禎瑞1964番地
〃	美濃繁美	西条市禎瑞1909番地
〃	小林昇	西条市禎瑞2295番地
〃	津嶋章嘉	西条市朔日市606番地 13
〃	越智貴則	西条市樋之口109番地
監事	保利公洋	西条市禎瑞273番地
〃	田中勝正	西条市禎瑞939番地 1
〃	宮崎立夫	西条市禎瑞1729番地 3
〃	水野寛	西条市禎瑞1973番地 2
〃	小林初男	西条市禎瑞2343番地
〃	安藤隆司	西条市禎瑞1223番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	伊東幸雄	西条市禎瑞97番地
〃	石川修文	西条市禎瑞593番地
〃	福田豊幸	西条市禎瑞576番地
〃	伊東章	西条市禎瑞618番地
〃	井上一夫	西条市禎瑞686番地
〃	瀬尾徳	西条市禎瑞615番地
〃	高橋昇	西条市禎瑞676番地
〃	安藤雅康	西条市禎瑞1196番地
〃	加藤茂	西条市禎瑞893番地
〃	高木球輝	西条市禎瑞1000番地
〃	津嶋邦嘉	西条市禎瑞1222番地
〃	安藤文吾	西条市禎瑞1501番地 2
〃	篠原隆司	西条市禎瑞1579番地
〃	美濃哲夫	西条市禎瑞1964番地
〃	美濃繁美	西条市禎瑞1909番地
〃	小林昇	西条市禎瑞2295番地
〃	高橋啓二	西条市禎瑞2284番地
〃	高橋豊重	西条市朔日市615番地
監事	保利公洋	西条市禎瑞273番地
〃	田中勝正	西条市禎瑞939番地 1
〃	矢野健一	西条市北条730番地 4
〃	矢葺健一	西条市禎瑞1903番地
〃	小林初男	西条市禎瑞2343番地
〃	近藤明弘	西条市中西323番地 12

○愛媛県告示第380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市角野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月25日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	星川千代洋	新居浜市御蔵町 5 - 65
〃	三浦廣志	新居浜市山田町 5 - 7
〃	松本幸久	新居浜市西連寺町一丁目 6 - 46
〃	岡崎直子	新居浜市中西町 10 - 3
〃	白石育夫	新居浜市北内町三丁目 5 - 3

〃	山 本 佑 造	新居浜市西泉町 7 - 8
〃	石 川 雄 三	新居浜市宮原町 8 - 34
〃	田 坂 綾 朗	新居浜市北内町二丁目 7 - 42
〃	曾我部 満 恵	新居浜市北内町一丁目 1 - 26
〃	直 野 新 吾	新居浜市北内町一丁目 16 - 28
〃	本 田 学	新居浜市角野新田町二丁目 7 - 21
〃	横 川 和 典	新居浜市種子川町 2 - 22
監 事	原 敏 起	新居浜市北内町一丁目 5 - 18
〃	小 野 光 廣	新居浜市吉岡町 13 - 32
〃	尾 崎 弘 之	新居浜市中村松木一丁目 3 - 37

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	星 川 千代洋	新居浜市御蔵町 5 - 65
〃	三 浦 廣 志	新居浜市山田町 5 - 7
〃	松 本 幸 久	新居浜市西連寺町一丁目 6 - 46
〃	渡 邊 恵 一	新居浜市中筋町一丁目 14 - 4
〃	白 石 育 夫	新居浜市北内町三丁目 5 - 3
〃	山 本 佑 造	新居浜市西泉町 7 - 8
〃	石 川 雄 三	新居浜市宮原町 8 - 34
〃	鈴 木 章 夫	新居浜市北内町一丁目 12 - 23
〃	直 野 新 吾	新居浜市北内町一丁目 16 - 28
〃	小 野 光 廣	新居浜市吉岡町 13 - 32
〃	渡 邊 敏 久	新居浜市角野新田町二丁目 5 - 20
〃	横 川 和 典	新居浜市種子川町 2 - 22
監 事	眞 鍋 哲 哉	新居浜市中筋町一丁目 6 - 31
〃	原 敏 起	新居浜市北内町一丁目 5 - 18
〃	尾 崎 弘 之	新居浜市中村松木一丁目 3 - 37

○愛媛県告示第381号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市金子土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月25日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	片 上 和 彦	新居浜市久保田町三丁目 8 番20号
〃	眞 鍋 勝 義	新居浜市西の土居町二丁目11番15号
〃	神 野 克 史	新居浜市久保田町一丁目 8 番26号
〃	加 藤 武 雄	新居浜市政枝町一丁目 6 番16号
〃	高 砂 秀 幸	新居浜市滝の宮町 6 番20号
〃	横 山 真 一	新居浜市一宮町一丁目 7 番17号
〃	秋 山 龍 夫	新居浜市西の土居町二丁目16番15号
〃	加 藤 武	新居浜市河内町 7 番21号
〃	松 木 ワカ子	新居浜市河内町 2 番32号
〃	永 井 和 弘	新居浜市北新町 4 番 7 号
監 事	神 野 善 英	新居浜市久保田町二丁目 7 番 3 号
〃	片 上 幸 二	新居浜市久保田町三丁目 7 番60号
〃	松 木 隆 嗣	新居浜市河内町 3 番16号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	片 上 和 彦	新居浜市久保田町三丁目 8 番20号
〃	眞 鍋 勝 義	新居浜市西の土居町二丁目11番15号
〃	神 野 克 史	新居浜市久保田町一丁目 8 番26号
〃	加 藤 武 雄	新居浜市政枝町一丁目 6 番16号
〃	宮 崎 雄二郎	新居浜市滝の宮町 4 番35号
〃	杉 本 茂 利	新居浜市一宮町一丁目14番61号
〃	秋 山 龍 夫	新居浜市西の土居町二丁目16番15号
〃	加 藤 武	新居浜市河内町 7 番21号
〃	松 木 忠 夫	新居浜市河内町 2 番32号
〃	永 井 和 弘	新居浜市北新町 4 番 7 号
監 事	神 野 善 英	新居浜市久保田町二丁目 7 番 3 号
〃	松 木 隆 嗣	新居浜市河内町 3 番16号

○愛媛県告示第382号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市多喜浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月25日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 秋 実	新居浜市垣生三丁目 9 番58号
〃	永 易 末 雄	新居浜市松神子二丁目 1 番22号
〃	横 井 直 次	新居浜市多喜浜一丁目 8 番71号
〃	園 部 克 志	新居浜市垣生四丁目 1 番50号
〃	佐々木 秀 和	新居浜市垣生三丁目 3 番35号
〃	園 部 好 考	新居浜市又野一丁目 9 番41号
〃	堀 内 濃	新居浜市多喜浜一丁目 8 番43号
〃	園 部 貴 美	新居浜市垣生四丁目 3 番29号
監 事	田 中 末 廣	新居浜市多喜浜二丁目 5 番56号
〃	田 中 和 重	新居浜市多喜浜二丁目 3 番55号
〃	岡 部 益 夫	新居浜市垣生一丁目 1 番17号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 秋 実	新居浜市垣生三丁目 9 番58号
〃	永 易 末 雄	新居浜市松神子二丁目 1 番22号
〃	横 井 直 次	新居浜市多喜浜一丁目 8 番71号
〃	園 部 克 志	新居浜市垣生四丁目 1 番50号
〃	佐々木 秀 和	新居浜市垣生三丁目 3 番35号
〃	園 部 好 考	新居浜市又野一丁目 9 番41号
〃	堀 内 濃	新居浜市多喜浜一丁目 8 番43号
〃	田 中 和 重	新居浜市多喜浜二丁目 3 番55号
監 事	森 隆 資	新居浜市多喜浜一丁目 6 番26号
〃	田 中 末 廣	新居浜市多喜浜二丁目 5 番56号
〃	岡 部 益 夫	新居浜市垣生一丁目 1 番17号

○愛媛県告示第383号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市阿島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 下 八 郎	新居浜市荷内町 8 - 74
〃	小 野 一 宏	新居浜市阿島四丁目14 - 23
〃	佐々木 義 克	新居浜市阿島四丁目 1 - 12
〃	白 石 俊 二	新居浜市阿島三丁目 4 - 20
〃	前 田 雅 彦	新居浜市多喜浜五丁目11 - 12
監 事	井 下 慎 司	新居浜市荷内町 7 - 33
〃	近 藤 隆	新居浜市高田一丁目 8 - 62

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 下 八 郎	新居浜市荷内町 8 - 74
〃	小 野 一 宏	新居浜市阿島四丁目14 - 23
〃	佐々木 義 克	新居浜市阿島四丁目 1 - 12
〃	白 石 俊 二	新居浜市阿島三丁目 4 - 20
〃	前 田 雅 彦	新居浜市多喜浜五丁目11 - 12
監 事	井 下 慎 司	新居浜市荷内町 7 - 33
〃	近 藤 隆	新居浜市高田一丁目 8 - 62

○愛媛県告示第384号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市玉津土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	日 野 敬 治	西条市玉津311 - 2
〃	日 野 茂 樹	西条市玉津372
〃	星 加 祥 男	西条市玉津152
〃	徳 永 高 之	西条市玉津413 - 3
〃	星 加 貴 之	西条市玉津331 - 1
〃	星 加 哲	西条市玉津318 - 7
監 事	藤 本 憲 二	西条市玉津249 - 2
〃	三 浦 進	西条市新田 2 - 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	日 野 正 一	西条市玉津315
〃	日 野 敬 治	西条市玉津311 - 2
〃	星 加 祥 男	西条市玉津152

〃	白 木 寿 和	西条市玉津280 - 5
〃	星 加 貴 之	西条市玉津331 - 1
〃	星 加 憲 秀	西条市玉津317
監 事	矢 野 一 夫	西条市玉津397
〃	越 智 健 治	西条市玉津648 - 3

○愛媛県告示第385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市氷見土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	安 藤 英 利	西条市氷見丙982番地10
〃	一 色 宣 博	西条市氷見丙482番地 2
〃	菅 美智晃	西条市氷見丙714番地 3
〃	木 村 瑞 枝	西条市氷見丙956番地 4
〃	小 林 政 美	西条市氷見乙1483番地
〃	高 橋 貞 敏	西条市氷見甲149番地
〃	矢 葺 節 雄	西条市氷見乙267番地 1
〃	秋 山 辰 江	西条市氷見丙1012番地
〃	伊 藤 栄 一	西条市氷見丙65番地11
〃	高 橋 保 雄	西条市氷見乙1749番地 8
〃	日 野 優次郎	西条市氷見乙806番地 1
監 事	高 木 則 男	西条市氷見乙1089番地
〃	松 本 真一郎	西条市野々市115番地 1
〃	今 井 貞 美	西条市氷見乙1203番地 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	安 藤 英 利	西条市氷見丙982番地10
〃	一 色 宣 博	西条市氷見丙482番地 2
〃	伊 藤 秀 雄	西条市氷見丙11番地 6
〃	小 林 政 美	西条市氷見乙1483番地
〃	高 木 則 男	西条市氷見乙1089番地
〃	戸 田 辰 雄	西条市氷見甲198番地
〃	松 本 真一郎	西条市野々市115番地 1
〃	矢 葺 節 雄	西条市氷見乙267番地 1
〃	渡 部 義 文	西条市氷見乙1933番地
〃	高 橋 保 雄	西条市氷見乙1749番地 8
〃	日 野 優次郎	西条市氷見乙806番地 1
監 事	丹 彦佐衛門	西条市氷見甲150番地
〃	斉 藤 正 史	西条市氷見甲222番地
〃	今 井 貞 美	西条市氷見乙1203番地 3

○愛媛県告示第386号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和 7 年 4 月 25 日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般 - 4) 第2511号	令和 4 年 12月27日	伊予通信建設(株)	吉田栄二郎	今治市八町西 3 - 6 - 10	令和 7 年 3月11日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 4) 第18912号	令和 4 年 12月20日	(株)結	加藤 明敏	新居浜市若水町 2 - 3 - 124コーワコーポ205号	令和 7 年 3月12日	とび・土工工事業 管工事業	建設業の廃止
(般 - 1) 第14475号	令和 2 年 3月16日	(有)子守電気	子守 毅彦	西条市北条439 - 6	令和 7 年 3月14日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 4) 第8229号	令和 4 年 5月12日	(有)井川設備	井川 浩樹	四国中央市中之庄町327 - 1	令和 7 年 3月24日	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 2) 第14599号	令和 2 年 8月23日	(株)徳永産業	徳永 昌也	西条市港223 - 2	令和 7 年 3月24日	解体工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 1) 第17464号	令和 2 年 3月26日	(有)ふかがわ工業	深川 愛児	新居浜市萩生2896 - 17	令和 7 年 3月26日	とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 4) 第13718号	令和 4 年 5月27日	(有)戸田溶断	戸田 善政	西条市港294 - 3	令和 7 年 3月27日	とび・土工工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 25 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	名駒友浦線	今治市吉海町名849番 2 から 同町名847番 3 まで	旧	メートル 6 2 ~ 17 6	キロメートル 0 .082	
		今治市吉海町名849番 1 から 同町名847番 1 まで	新	10 .1 ~ 29 4	0 .082	

○愛媛県告示第388号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市水泥町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 田 哲	松山市水泥町1111
〃	相 原 秀 夫	松山市水泥町1141
〃	柴 田 真基雄	松山市水泥町887
〃	敷 村 光 良	松山市水泥町996 - 1
〃	中 村 悟	松山市久米窪田町20
〃	永 田 秀 範	松山市水泥町1156 - 2
〃	渡 部 英 夫	松山市水泥町1197
監 事	青 木 良 一	松山市水泥町1035
〃	相 原 政 志	松山市水泥町1146 - 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 田 哲	松山市水泥町1111
〃	相 原 秀 夫	松山市水泥町1141
〃	柴 田 隆	松山市水泥町887
〃	渡 部 秋 男	松山市水泥町1025
〃	小 島 敏 弘	松山市水泥町997 - 7
〃	重 松 正 史	松山市水泥町1112 - 3
〃	松 田 誠	松山市水泥町1135
監 事	敷 村 光 良	松山市水泥町996 - 1
〃	青 木 良 一	松山市水泥町1035

○愛媛県告示第389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市上村土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	古 味 輝 彦	東温市上村甲93番地

○愛媛県告示第390号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和 7 年 4 月 25 日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般 - 2) 第9822号	令和 2 年 6 月 6 日	関谷建設	関谷 昭	伊予郡松前町大字昌農内 467 - 5	令和 7 年 3 月 3 日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 3) 第10186号	令和 3 年 6 月 29 日	三瓶不動産(株)	杉田 悦子	松山市来住町603 - 9	令和 7 年 3 月 10 日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 2) 第11887号	令和 2 年 4 月 6 日	(有)ナルサ	松本 詩野	松山市福角町甲947	令和 7 年 3 月 17 日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 1) 第18438号	令和 2 年 3 月 26 日	(有)ふげんトータルサービ ス	日下 博文	松山市平田町 2 - 1	令和 7 年 3 月 24 日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(特 - 3) 第16973号	令和 4 年 2 月 20 日	(株)東徳建設工業	東 晴彦	松山市森松町235 - 3	令和 7 年 3 月 25 日	建築工事業、大工工事業 とび・土工事業 屋根工事業、板金工事業 塗装工事業、防水工事業 内装仕上工事業 解体工事業	建設業の廃止

公 告

○公 告

製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定による令和7年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

令和 7 年 4 月 25 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験の日時
令和 7 年 7 月 8 日（火）13時00分
- 試験の場所
松山市三番町7丁目6 - 9 愛媛県薬剤師会館
- 受験願書の提出期間
令和 7 年 5 月 19 日（月）から 5 月 30 日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による令和7年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和 7 年 4 月 25 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験の日時

令和 7 年 8 月 19 日（火）13時30分

- 試験の場所
松山市道後町2丁目5 - 1 愛媛県県民文化会館
ただし、受験申込者が多数の場合は、他会場においても実施することがある。
- 受験願書の提出期間
令和 7 年 6 月 16 日（月）から 6 月 27 日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和 7 年 4 月 25 日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三 好 賢 治

- 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - 選挙権を有する者の総数1,101,107
 - 選挙権を有する者の総数の50分の1の数22,023

- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 237,639

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊 予 郡	42,399	14,133
南 宇 和 郡	16,677	5,559
松山市・上浮穴郡	425,587	137,598
今 治 市・越智郡	129,990	43,330
宇和島市・北宇和郡	69,529	23,177
八幡浜市・西宇和郡	33,083	11,028
新 居 浜 市	94,701	31,567
西 条 市	86,853	28,951
大 洲 市・喜多郡	46,388	15,463
伊 予 市	29,855	9,952
四 国 中 央 市	68,959	22,987
西 予 市	29,341	9,781
東 温 市	27,745	9,249

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年4月25日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

1 入札に付する事項

- (1) 件名
公営企業管理局内LANセキュリティ設備機器の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
公営企業管理局内LANセキュリティ設備機器 1式
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。(仕様書の交付は、3⁽¹⁾に示す場所へ問い合わせること)
- (4) 借入期間
令和7年10月1日から令和12年9月30日まで
- (5) 借入場所
愛媛県松山市春日町83番地 外
愛媛県立中央病院 外
- (6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7⁽¹⁾又は⁽²⁾の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1か月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品等を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790-0012

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F

電話 (089)912-1000 内線4623

又は(089)912-2794

- (2) 入札書の受領期限

6月4日(水)午前9時から6月6日(金)午後1時29分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ(<http://www.pref.ehime.jp/>)でダウンロード又は⁽¹⁾に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和7年6月6日(金)午後1時30分

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1

伊予鉄本社ビル5F会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき5月19日(月)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明

を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3⁽¹⁾に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: LAN security equipment in the Public Enterprise Management Bureau, 1 set

(2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 6 June 2025

(3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Iyotetsuhonsya Bldg. 2F 4-4-1 Minatomachi, Matsuyama, Ehime 790-0012 Japan. TEL 089-912-2794

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年4月25日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

1 入札に付する事項

(1) 件名

公営企業管理局内LAN端末機等の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

公営企業管理局内LAN端末機等 1式

（使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。（仕様書の交付は、3⁽¹⁾に示す場所へ問い合わせること）

(4) 借入期間

令和7年11月1日から令和12年10月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県松山市春日町83番地 外

愛媛県立中央病院 外

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」とい

う。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7⁽¹⁾又は⁽²⁾の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1か月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告で示す物品等を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790-0012

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F

電話 (089)912-1000 内線4623

又は(089)912-2794

(2) 入札書の受領期限

6月4日（水）午前9時から6月6日（金）午後1時29分まで

(3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でダウンロード又は⁽¹⁾に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和7年6月6日（金）午後1時35分

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1

伊予鉄本社ビル5F会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基

づき5月19日(月)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3⁽¹⁾に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: LAN terminal device in the Public Enterprise Management Bureau, 1 set

(2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 6 June 2025

(3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Iyotetsuhonsya Bldg. 2F 4-4-1 Minatomachi, Matsuyama, Ehime 790-0012 Japan.

TEL 089-912-2794

雑 報

○公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。

令和7年4月25日

一般財団法人 消防試験研究センター

理事長 長谷川 彰 一

1 試験日、受験申請の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日	受験申請受付期間 (書面申請、電子申請とも)	受付場所(問い合わせ先)	提出方法
第2回	令和7年 10月19日(日)	令和7年8月26日(火)~9月5日(金) 電子申請の受付時間は、受付開始日の午前9時から受付最終日の午後11時59分までです。	書面申請 (一財)消防試験研究センター愛媛県支部 〒790-0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階 TEL: 089-932-8808 FAX: 089-935-4484 受付時間(土日、祝日を除く。) 9:00~17:00 電子申請 (問い合わせ先)(一財)消防試験研究センター (本部)業務部電子申請室 TEL: 0570-07-1000(専用) 問い合わせ時間(土日、祝日を除く。) 9:00~17:00	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利用
	令和7年 10月26日(日)			
第3回	令和8年 1月24日(土)	令和7年12月5日(金)~12月16日(火) 電子申請の受付時間は、受付開始日の午前9時から受付最終日の午後11時59分までです。		

2 受験地、試験会場、試験種類及び開始時刻等

次表のとおりとする。

ただし、学校の生徒等に限り、附表「学校の生徒等の試験会場等」のとおり受験することができる。

区 分	試験日	受験地	試 験 会 場	試 験 の 種 類	試 験 開 始 時 刻 (集合時刻)
第2回	R7.10.19	松山市	松山大学	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	【乙種第4類】 午前10時又は午後2時半 (集合:午前9時半又は午後2時) 【その他全種類】 午前10時 (集合:午前9時半)

第3回	R 8 . 1 . 24	同 上	愛媛大学	同上	【乙種第4類】 午前10時又は午後2時 （集合：午前9時半又は午後1時半） 【その他全種類】 午後2時 （集合：午後1時半）
-----	--------------	-----	------	----	---

（備考）乙種第4類の受験者の午前又は午後の受験指定は、消防試験研究センター愛媛県支部が行う。

附表 学校の生徒等の試験会場等

区 分	試験日	受験地	試 験 会 場	試 験 の 種 類	試 験 開 始 時 刻 (集合時刻)
第2回	R 7 . 10 . 19	今 治 市	今治工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	午前10時 (集合：午前9時半)
		宇和島市	吉田高等学校		
	R 7 . 10 . 26	新居浜市	新居浜工業高等学校		
		松 山 市	松山工業高等学校		
第3回	R 8 . 1 . 24	松 山 市	松山工業高等学校	同上	【乙種第4類】 午前10時又は午後2時 （集合：午前9時半又は午後1時半） 【その他全種類】 午後2時 （集合：午後1時半）
		八幡浜市	八幡浜工業高等学校		午後2時 (集合：午後1時半)

（備考）1 学校の生徒等とは、大学、短期大学等を除く学校教育法第1条に掲げる学校＜高等専門学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、中学校、小学校＞の生徒、及び施設入所者等で遠隔地等での受験が困難と事前に本財団の愛媛県支部が認めた受験者をいう。

2 第3回試験の松山工業高等学校会場の乙種第4類の受験者の午前又は午後の受験指定は、消防試験研究センター愛媛県支部が行う。

3 10月19日と10月26日の試験を両方とも受験することはできない。（試験種類が異なっても不可。）

3 受験願書用紙、試験案内等の配布場所

（一財）消防試験研究センター愛媛県支部

愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課

愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室

松山市消防局及び各市・町・地区消防本部